

今冬の除排雪について

市では、冬期間のスムーズな道路交通の確保を図るため、幹線道路と生活道路に区分し、優先順位や出動基準を定め、効果的・効率的な除排雪作業を実施します。また、凍結路面対策やボランティアサポートプログラムの拡充等を行い、市民生活の安全確保がより一層図られるよう努めます。

市からのお願い

▷車道や歩道へ雪を出さないでください

道路への雪出しがは、道路法や道路交通法の禁止行為です。交通事故の原因となり危険です。

▷除雪車の周りに近づかないでください

小さいお子さんいる方は、特に注意してください。

▷車道や歩道上に物を置かないでください

出入口の段差解消のための斜路（スロープ）などは、除雪の妨げになります。破損した場合も弁償の対象にはなりません。

▷玄関前や歩道の除雪にご協力ください

除雪の際は、皆さんの玄関や車庫の前に雪がこぼれたり、出入口が狭くなってしまうことがあります。

▷深夜作業への理解をお願いします

交通量が多い道路は、深夜から早朝にかけて除雪を行います。

▷路上駐車の禁止にご協力ください

車の路上放置や迷惑駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりでなく、交通事故の原因となり危険です。

お問合せ

▷本庁・亀田支所・湯川支所・錢龟沢支所管内

土木部維持課 ☎46-2981

▷東部4支所管内…各支所の産業建設課

・戸 井 ☎82-2115 ・恵 山 ☎85-2336

・榎法華 ☎86-2111 ・南茅部 ☎25-5069

市民向けの雪捨場（雪堆積場）

500 m²以上の駐車場を持つ施設の方は搬入できません。

2t トラックまで搬入可（ロングトラック・1ナンバー以上不可）

・新川公園三角グラウンド（上新川町 18）

・西旭岡第4号児童公園（西旭岡町 3-21）

・土木部維持課向かい広場（赤川 1-10）

4t トラックまで搬入可

・古川町資材置場内広場（古川町 325）

・七五郎沢廃棄物最終処分場向かい堆積場（東山町 173）

除雪ボランティアの募集

市が貸し出す小型除雪機等で通学路等の除雪や雪山の排雪にご協力いただける企業や団体を募集します。



在宅高齢者・障がい者向けの除雪サービス

自力で除雪ができない世帯を対象に、外出時の通路部分に限り、除雪を行っています。

対象 • おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯
• 身体障がい者のみの世帯
• 高齢者と身体障がい者のみの世帯

※ 原則として、除雪等を援助してくれる親族・知人等が近隣にいないことや敷地内に融雪器等が設置されていないこと。

除雪の範囲

①落雪により外出できなくなる恐れがある場合の軒先の一部
②道路に面した出入口から玄関先までの

敷地内の通路部分（1人通れる程度）①

※ 公道や歩道の除排雪は
できません。



実施日

▷除雪＝市の除雪車の稼働日（時間の指定はできません）

▷排雪・雪下ろし＝必要に応じて随時（混雑により後日対応）

実施期間 おおむね 12月～翌年3月

（土・日・祝日と12月29日～1月3日を除く）

お申込みには毎年、訪問調査と事前登録が必要です。

お問合せ先

地域包括支援センター

地区	名称	電話番号	住所
西部	あさひ	☎27-8880	旭町4-12
中央部第1	こん中央	☎27-0777	松風町18-14
中央部第2	ときとう	☎33-0555	時任町35-24
東央部第1	ゆのかわ	☎36-4300	湯川町3-29-15
東央部第2	たかおか	☎57-7740	高丘町3-1
北東部第1	西堀	☎52-0016	中道2-6-11
北東部第2	亀田	☎40-7755	昭和1-23-8
北東部第3	神山	☎76-0820	神山1-25-9
北部	よろこび	☎34-6868	桔梗1-14-1
東部	社協	☎82-4700	浜町538-2

市役所担当窓口

▷高齢福祉課（市役所2階）☎21-3015

▷亀田支所 亀田福祉課 ☎45-5482

▷東部4支所の市民福祉課

・戸 井 ☎82-2112 ・恵 山 ☎85-2335

・榎法華 ☎86-2111 ・南茅部 ☎25-6045